

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和4年3月29日
学校教育課

1. 主な改正理由

法定の退学事由では対応が難しい長期行方不明の生徒等について、「学籍の整理」の観点から、新たに「除籍」に関する規定を設けるもの。

2. 改正内容

(1) 「除籍」に関する規定の新設

- ・ 学校教育法及び同法施行規則に規定された退学事由（法定懲戒）では対応が難しい者について、対応に苦慮している現状を踏まえ、「学籍の整理」の観点から、「除籍」に関する規定を新設する。【第28条の9第1項】
（これまで校内内規に基づき校長判断で行っていた「除籍」について、明確性の観点から、県教委として統一した基準を定めるもの。）
- ・ 除籍の手続の詳細や検討時の注意点については、別に定め、各学校に周知する。

【教育委員会規則で定める除籍事由】

- ① 死亡した者
- ② 長期にわたり行方不明である者
- ③ 校長が別に定める期限までに翌年度の履修の手続を行わなかった者
- ④ 正当の理由がなく、2年以上にわたって単位を修得していない者
- ⑤ ②～④に掲げる者のほか、在籍の意思を確認できない者として校長が別に定めるもの

【除籍の対象となる者】

- ・ 県立中学校に在籍する生徒
- ・ 県立高等学校に在籍する生徒
- ・ 県立特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児
- ・ 県立特別支援学校の高等部に在籍する生徒

(2) 除籍された生徒の再入学について

- ・ 除籍された高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒について、再入学の規定を準用する旨の規定を追加する。 【第28条の9第2項】

(3) 第三章第四節に規定する事項の適用関係の整理

- ・「除籍」に関する規定を新設することに伴い、第三章第四節に規定されている休学、退学、再入学、留学、編入学及び転学の手続等について、各手続等に係る規定が適用される学校種別を明確にするための規定の整備を行う。

3. 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 学校及び生徒等・保護者への周知

- ・改正後の取扱いについては、公布後早期に学校を通じて生徒等及び保護者に周知する。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>県立学校の在籍するに幼児又は生徒の除籍に関する規定を設ける等ため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 除籍に関する規定の新設 (1) 校長は、規則で定める事由に該当するときは、中学校、高等学校、特別支援学校の幼稚部及び高等部に在籍する幼児又は生徒を除籍することができるものとする。 (2) 校長は、除籍後2年以内で特別の理由があると認められた高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒であった者について、第2学年以上の再入学を許可することができるものとする。 (第28条の9関係)</p> <p>2 第三章第四節に規定する事項の適用関係の整理 休学、退学、再入学、編入学及び転学について、規定が適用される学校種別を明確にするため、所要の規定の整備を行う。 (第28条、第28条の2、第28条の3、第28条の4、第28条の5、第28条の6関係)</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「生徒（学齢生徒を除く。以下この節において同じ。）」を「高等学校及び特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）の幼児又は生徒（以下この条において「幼児又は生徒」という。）」に、「休学し」を「休学し」に改め、同条第二項及び第三項中「生徒」を「幼児又は生徒」に改める。

第二十八条の二中「生徒」を「中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）の幼児又は生徒（以下第二十八条の六及び第二十八条の九において「幼児又は生徒」という。）」に改める。

第二十八条の三第一項中「退学した者が、」を「退学した者（高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒であつた者に限る。）が」に、「退学後」を「退学後」に改める。

第二十八条の四第一項中「生徒」を「高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒」に改め、同条第三項中「留学」を「留学」に改める。

第二十八条の五第二項中「編入学する」を「高等学校に編入学する」に、「校長」を「当該高等学校の校長」に改め、同条第三項中「校長は、第一項」を「前項に規定する編入学願を受理した校長が第一項」に改め、同条第四項中「校長」を「第二項に規定する編入学願を受理した校長」に改め、同条に次の一項を加える。

5 中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）に編入学することを志願する者に関する手続等については、教育長が別に定める。

第二十八条の六第一項中「他の高等学校に転学しようとする者は」を「幼児又は生徒が転学しようとするときは」に改め、同条第二項中「の規定により、転学願を受理したときは、校長は生徒」を「に規定する転学願を受理した校長は、幼児又は生徒」に改め、同条第四項中「転学を許可」を「前項の規定により転学を許可」に、「生徒の在籍校」を「生徒が従前在籍していた学校」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「転学先の」を「前項に規定する転入願を受理した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 高等学校に転学することを志願する者は、保護者と連署した転入願その他必要な書類を当該高等学校の校長に提出しなければならない。

第二十八条の六に次の一項を加える。

6 中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）に転学することを志願する者に関する手続等については、教育長が別に定める。

第二十八条の八の次に次の一条を加える。

（除籍）

第二十八条の九 校長は、次の各号のいずれかに該当する幼児又は生徒を除籍することができる。

一 死亡した者

二 長期にわたり行方不明である者

三 校長が別に定める期限までに翌年度の履修の手続を行わなかった者

四 正当の理由がなく、一年以上にわたって単位を修得していない者

五 前三項に掲げる者のほか、在籍の意思を確認できない者として、校長が別に定めるもの

2 第二十八条の三の規定は、前項の規定によつて除籍された高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒について準用する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(休学)</p> <p>第二十八条 高等学校及び特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）の幼児又は生徒（以下この条において「幼児又は生徒」という。）が疾病その他の事由により休学しようとするときは、保護者と連署した休学願（第十一号様式の二）とその事情を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、幼児又は生徒が病気その他やむを得ない理由のため修学が困難と認めるときは、三月以上一年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>3 休学中の幼児又は生徒が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願（第十一号様式の三）とその理由を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>(休学)</p> <p>第二十八条 生徒（学齢生徒を除く。以下この節において同じ。）が疾病その他の事由により、休学しようとするときは、保護者と連署した休学願（第十一号様式の二）とその事情を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、生徒が病気その他やむを得ない理由のため修学が困難と認めるときは、三月以上一年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願（第十一号様式の三）とその理由を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p>
<p>(退学)</p> <p>第二十八条の二 中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）の幼児又は生徒（以下第二十八条の六及び第二十八条の九において「幼児又は生徒」という。）が退学しようとするときは、保護者と連署した退学願（第十一号様式の四）を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>(退学)</p> <p>第二十八条の二 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学願（第十一号様式の四）を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p>
<p>(再入学)</p> <p>第二十八条の三 退学した者（高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒であつた者に限る。）が第二学年以上で再入学を希望するときは、校長は、退学後二年以内で特別の理由があると認めるときに限り、退学時の学年への再入学を許可することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(再入学)</p> <p>第二十八条の三 退学した者が、第二学年以上で再入学を希望するときは、校長は退学後二年以内で特別の理由があると認めるときに限り、退学時の学年への再入学を許可することができる。</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(留学)</p> <p>第二十八条の四 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願(第十一号様式の六)を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(留学)</p> <p>第二十八条の四 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願(第十一号様式の六)を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により、留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>4 略</p>
<p>(編入学)</p> <p>第二十八条の五 略</p> <p>2 高等学校に編入学することを志願する者は、保護者と連署した編入学願その他必要な書類を当該高等学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する編入学願を受理した校長が第一項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査等を行わなければならない。</p> <p>4 第二項に規定する編入学願を受理した校長は、相当年齢に達し、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合、編入学を許可できる。</p> <p>5 中学校及び特別支援学校(小学部及び中学部を除く。)に編入学することを志願する者に関する手続等については、教育長が別に定める。</p>	<p>(編入学)</p> <p>第二十八条の五 略</p> <p>2 編入学することを志願する者は、保護者と連署した編入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>3 校長は、第一項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査等を行わなければならない。</p> <p>4 校長は、相当年齢に達し、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合、編入学を許可できる。</p>

改 正 案	現 案 行
<p>(転学)</p> <p>第二十八条の六 幼児又は生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学願を在籍校の校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する転学願を受理した校長は、幼児又は生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>3 高等学校に転学することを志願する者は、保護者と連署した転入願その他必要な書類を当該高等学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項に規定する転入願を受理した校長は、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合、転学を許可できる。</p> <p>5 校長は、前項の規定により転学を許可したときは、その旨を速やかに生徒が従前在籍していた学校の校長に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた校長は、当該生徒の指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>6 中学校及び特別支援学校(小学部及び中学部を除く。)に転学することを志願する者に関する手続等については、教育長が別に定める。</p>	<p>(転学)</p> <p>第二十八条の六 他の高等学校に転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を在籍校の校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、転学願を受理したときは、校長は生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>3 転学先の校長は、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合、転学を許可できる。</p> <p>4 校長は、転学を許可したときは、その旨を速やかに生徒の在籍校の校長に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた校長は、当該生徒の指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</p>
<p>(除籍)</p> <p>第二十八条の九 校長は、次の各号のいずれかに該当する幼児又は生徒を除籍することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 死亡した者 二 長期にわたり行方不明である者 三 校長が別に定める期限までに翌年度の履修の手続を行わなかった者 	

改正案	現行
<p>四 正当の理由がなく、二年以上にわたつて単位を修得していない者</p> <p>五 前三項に掲げる者のほか、在籍の意思を確認できない者として、校長が別に定めるもの</p> <p>2 第二十八条の三の規定は、前項の規定によつて除籍された高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒について準用する。</p>	